

## トン数標準税制の導入に向けた決議

平成十九年十一月二十七日  
海 事 振 興 連 盟

我が国経済、国民生活を支えるライフラインである外航海運については、激しい国際競争の中にあるが、欧米、韓国等において、トン数標準税制（船舶のトン数を基準としたみなし利益課税）が導入された結果、本邦外航海運事業者は不利な競争条件を強いられている。また、安定的な国際海上輸送の核となるべき日本籍船・日本人船員は、コスト競争力の喪失から極端に減少しており、憂慮すべき状態となっている。

このような事態に対し、海事振興連盟では、かねてよりトン数標準税制の導入の実現に向けて具体的議論を深めてきたが、去る十月三日に開催した当連盟の通常総会において、トン数標準税制を平成二十年度税制改正において実現する旨、全会一致で決定したところである。また、本年七月には超党派で取りまとめた海洋基本法が施行され、安定的な海上輸送の確保が強く求められている。正にトン数標準税制の導入こそが喫緊の課題となっており、以下のとおり緊急に決議する。

一、我が国外航海運企業の国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本籍船・日本人船員の計画的増加を図ることにより、安定的な国際海上輸送を確保するため、トン数標準税制の平成二十年度税制改正（法人税、法人住民税、法人事業税）における導入を目指す。併せて、日本籍船・日本人船員の計画的増加及び非常時における輸送の確保を担保するための法整備を行う。

二、同税制の導入に当たっては、(1)企業経営を必要以上に規制しないこと、(2)みなし利益の水準について諸外国並みとすること、(3)日本籍船・日本人船員の増加を政策面から確実に担保するため恒久措置とすること、(4)トン数標準税制を通常の法人税との選択制とすること、(5)通常の法人税を選択する場合、現行の特別償却制度等法人税の特例措置を堅持することが必要である。

以上